



平成 31 年度

市政執行方針

市 寄 名

はじめに	1
市政推進の基本的な考え方	1
平成 31 年度の予算編成	2
“市民と行政との協働によるまちづくり”	3
・市民主体のまちづくりの推進	3
・人権尊重と男女共同参画社会の形成	6
・情報化の推進	7
・交流活動の推進	7
・広域行政の推進	9
・効率的な行政運営	10
・平和行政の推進	11
・自衛隊の体制維持・強化の推進	12
“市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり”	12
・健康の保持増進	12
・地域医療の充実	13
・子育て支援の推進	15
・地域福祉の推進	16
・高齢者施策の推進	16
・障がい者福祉の推進	18
・国民健康保険	18
“自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり”	19
・環境との共生	19
・循環型社会の形成	19
・消防	20
・防災対策の充実	21
・交通安全	22
・生活安全	22
・消費生活の安定	23
・住宅の整備	24
・都市環境の整備	24
・上水道の整備	25
・下水道・個別排水の整備	26
・道路の整備	27
・地域公共交通	28
“地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり”	29
・農業・農村の振興	29
・森林保全と林業の振興	34
・商工業の振興	35
・雇用の安定	37
・観光の振興	39
“生きる力と豊かな文化を育むまちづくり”	40
・幼児教育の充実	40
・大学教育の充実	40
・生涯スポーツの振興	42

平成 31 年第 1 回名寄市議会定例会の開会にあたり、市政執行への私の基本的な考え方を申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

はじめに

まもなく平成の時代が終わり、新たな時代へ引き継がれることとなりますが、名寄市においても厳しい時代を乗り越えていくための取組が必要になる年であると考えています。総合計画では、昨年ご議論いただいた中期基本計画がいよいよスタートすることとなり、人口減少、少子高齢化へ対応すべく施策を展開し、名寄市が持つ都市機能をしっかり維持していかなければならないと考えています。

引き続き、名寄市が果たすべき役割に磨きをかけていくとともに、市民の皆様にとって住みよいまちづくりを進めるため、様々なご意見に耳を傾けるとともに、市民主体のまちづくりを進めてまいります。

市政推進の基本的な考え方

市政推進の基本的な考え方を申し上げます。

総合計画の基本理念である「人づくり」「暮らしづくり」「元気づくり」の三つの理念を基本とし、前期基本計画からの継続事業を含め、取組を深化させていく必要があると考えています。中期基本計画からは、主要施策ごとに成果指標を掲げており、それぞれの目標達成に向けた施策を推進してまいります。

今後も、魅力あるこの地域が発展していけるよう、議員各位をはじめ、多くの市民の皆様とともにまちづくりを進めてまいりたいと考えていますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 31 年度の予算編成

次に、平成 31 年度の予算編成について申し上げます。

本市の平成 31 年度各会計予算は、総合計画中期基本計画のスタートの年であることから、健全な財政を基調としながら、総合計画の将来像の実現に向けて、重点プロジェクトや総合戦略を中心とした様々な施策や事業を盛り込み、予算を編成いたしました。

主な事業については、医療介護連携情報共有 I C T 事業、歯科疾患健診事業、ずっと住まいる応援事業、なよろ温泉サンピラーなど

の改修へ向けた実施設計委託料、西 1 条通道路改良舗装事業、風連中央小学校の旧校舎解体と屋外運動場の整備などを予定しています。

これにより、一般会計の予算案は、前年度の肉付け予算後と比べ 3.1 パーセント減の 206 億 8,217 万 8 千円となりました。

また、7 つの特別会計予算は 99 億 3,137 万 1 千円、企業会計予算は 131 億 1,804 万 5 千円、全会計の総額では 437 億 3,159 万 4 千円となりました。

なお、予算編成の主な財源として、財政調整基金で 6 億 1,459 万円、公共施設整備基金で 3 億 1,500 万円を繰入し、収支の調整を図りました。

引き続き、限られた財源を有効活用し、行財政改革に取り組むとともに、財政規律を遵守し、健全な財政運営に努めてまいります。

“市民と行政との協働によるまちづくり”

市民主体のまちづくりの推進

次に、市民主体のまちづくりの推進について申し上げます。

市民主体のまちづくりの実現を目的として、まちづくりの理念や基本ルールを示した「名寄市自治基本条例」について、市民アンケ

一トの実施や公募委員などで構成する有識者会議により、市民意識の変化や社会状況の変化などを考慮し、施行後 2 度目の見直し検討を行ってまいります。

また、この見直し検討状況の周知などに努め、市民の条例に対する理解を深めながら、市民と行政との協働によるまちづくりを進めてまいります。

次に、総合計画について申し上げます。

名寄市総合計画（第 2 次）の基本構想に定める基本理念、将来像の実現に向けて、平成 31 年度から 4 年間を計画期間とする中期基本計画を策定いたしました。

中期基本計画の市民周知にいっそう努めるとともに、重点プロジェクト及び主要施策の成果指標（K P I）の目標値達成に向けた取組を推進してまいります。

また、「名寄の冬を楽しく暮らす条例」の理念をまちづくりに反映するため、名寄市利雪親雪推進市民委員会との連携を図り、地域における利雪・親雪の取組の推進を図るとともに、なよろ冬カレンダーの配布などを通じて市民意識の啓発を図ってまいります。

次に、地方創生について申し上げます。

「名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な推進に向け、国の交付金を活用した「冬季スポーツ拠点化推進プロジェクト」及び「名寄市立大学を活用した地域のケア力^{りょく}向上プロジェクト」に取り組んでまいりました。これらのプロジェクトの深化・高度化のため、意欲と熱意をもって取組を推進するとともに、名寄市総合計画（第2次）中期基本計画策定に合わせて、名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略についても計画期間や成果指標（KPI）などの見直し作業を実施してまいります。

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

協働のまちづくりを進める上で最も重要な組織である町内会については、未加入世帯の増加や役員の成り手不足などの課題が生じていることから、財政的な支援や町内会の必要性や加入促進に向けた啓発などを、継続して町内会連合会と連携し取り組んでまいります。

また、町内会の枠を超えた活動の取組や地域課題の解決などを担うことを目的に、小学校区域を基本に組織された地域連絡協議会に

ついて、地域の特性を生かした自主的なまちづくりを推進する活動に対して、財政的な後押しにより、地域コミュニティ組織としての活性化を図ってまいります。

人権尊重と男女共同参画社会の形成

次に、人権尊重と男女共同参画社会の形成について申し上げます。

いじめや体罰、児童虐待など子どもに対しての人権問題、インターネット上の誹謗中傷、プライバシーの侵害などに加え、特定の民族に対する差別や偏見に関する事案が後を絶ちません。市民一人ひとりが相手の気持ちを考え、人権に配慮した行動をとることができるよう、引き続き、教育機関や企業など各層に対する啓発活動と相談事業を人権擁護委員協議会や関係機関と連携を図りながら推進してまいります。

男女共同参画社会の形成については、性別にとらわれず男女が互いに尊重し、協力し合える社会の実現に向けて、「第2次名寄市男女共同参画推進計画」を実効性のあるものとするため、本市はもとより名寄市男女共同参画推進委員会をはじめ、市民や各種団体・関係機関、企業などと連携し、男女共同参画セミナーや推進事業者等表

彰など、計画に掲げた数値目標達成に向け、取組を進めてまいります。

情報化の推進

次に、情報化の推進について申し上げます。

各種情報システムを安定的に運用し、市民サービスの向上や業務の効率化を進めていくため、情報システム機器の計画的な更新や堅牢なセキュリティシステムの構築に向けた取組を進めてきました。

平成31年度はサポート期間が終了するパソコン及びサーバのOS^{おーえす}や改元に対応するためのシステム更新などを予定しており、今後も計画的な更新を行うことで、各種システムの安定稼働と機能向上に努めてまいります。

交流活動の推進

次に、交流活動の推進について申し上げます。

国内交流については、山形県鶴岡市及び東京都杉並区との交流において、子どもを含めた人的交流や特産品販売など、さらに充実した交流となるよう推進してまいります。

なお、東京都杉並区との交流では、交流自治体協定締結 30 周年を記念して、東京都杉並区への市民訪問ツアーなどを実施してまいります。

ふるさと会については、活動の充実が図られるよう各会の取組や新規会員の入会などへの支援を行ってまいります。

国際交流については、姉妹都市カナダ国カワーサレイクス市リンゼイから交換学生の受入を予定し、また、友好都市ロシア連邦ドーリンスク市からは訪問団を迎えることになっており、これまで育んできた交流の絆をさらに深められるよう支援してまいります。

なお、カワーサレイクス市リンゼイとの交流では、姉妹都市提携 50 周年を記念して、カワーサレイクス市リンゼイから訪問団を迎えるなど、名寄・リンゼイ姉妹都市友好委員会が主体となり、各種記念事業が実施される予定となっています。

さらに、台湾との交流では、中学生や農業青年を台湾へ派遣するとともに、教育旅行の受入を行うなど、国際感覚豊かな青少年の育成や交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、交流居住の推進について申し上げます。

交流居住の推進については、移住を希望するより多くの方々に本市の住みよさを実感してもらえるよう、「名寄まちなかお試し移住住宅」を 2 棟整備しています。今後とも、名寄市移住促進協議会と連携し、本市の魅力情報を様々な機会、媒体を活用し発信しながら、道内外からより多くの方に本市に訪れていただけるよう、本市にゆかりや関心がある方へのアプローチを含め、より効果的な取組を進めてまいります。

また、国においては、平成 31 年度から 6 年間継続した取組として、東京圏からの U I J ターンの促進及び地方の担い手不足対策のための支援事業を実施することとしており、本市としましても、国・道と連携してこの事業に取り組んでまいります。

広域行政の推進

次に、広域行政の推進について申し上げます。

天塩川周辺 11 市町村で構成する「テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会」においては、当該地域が北海道の命名者とされる「松浦武四郎」とのゆかりが深いことに加え、出身地である三重県松阪市と連携して事業を進めてきており、特に昨年は、北海道命名 150 年に併せて

北海道とも連携を図り、様々な取組を進めてまいりました。

引き続き、北海道遺産である天塩川を軸とした地域が広域に連携し、この地域とその魅力を内外に情報発信しながら交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、定住自立圏について申し上げます。

平成 23 年に名寄市、士別市を複眼型中心市とする 13 の市町村間において、北・北海道中央圏域定住自立圏形成協定を締結し圏域を形成するとともに、「定住自立圏共生ビジョン」に基づき広域連携事業を推進してきました。

平成 30 年 12 月、スポーツによるまちづくり及び物流網効率化に向けた連携を行うため定住自立圏形成協定の一部変更を行なうとともに、施策・事業の成果指標（K P I）の達成状況などを検証し、必要な見直しを行いながら広域連携事業の着実な推進を図ってまいります。

効率的な行政運営

次に、効率的な行政運営について申し上げます。

平成 29 年 4 月に「第 2 次名寄市行財政改革推進基本計画」を策定し、本計画に掲げた「効率的で質の高い行政運営の推進」、「持続可能な財政運営の推進」、「市民と協働の行政運営の推進」の 3 つの基本方針に基づき、効率的な行政運営に取り組んでまいりました。今後も本計画に基づき、引き続き時代に即した行財政改革に取り組んでまいります。

また、これまでの組織のスリム化や急激な世代交代により、職員の人材育成が急務になってきていることから、「新・名寄市人材育成基本方針」に基づき、職員研修の充実や適正な人事管理に努めてまいります。

平和行政の推進

次に、平和行政の推進について申し上げます。

本市においては「非核平和都市宣言」の趣旨にのっとり、これまで平和^{くびちょう}首長会議や日本非核宣言自治体協議会への加盟をはじめ、各種事業の実施や民間団体などが行う事業との連携を図ってまいりました。また、これまで取り組んできた事業の内容や資料などを、市ホームページに掲載し、より積極的に情報発信を行うことで、恒久

平和を念願し平和の尊さを市民と共有してきました。

今後も核兵器の廃絶や恒久平和の実現を全市民共通の願いとして、様々な平和推進事業に取り組んでまいります。

自衛隊の体制維持・強化の推進

次に、自衛隊の体制維持・強化の推進について申し上げます。

本市に所在する名寄駐屯地の拡充や自衛隊員の増強については、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会や名寄駐屯地増強促進期成会などと連携し、各種の要望を行ってきたところです。

今後も関係機関と連携を図り、名寄駐屯地の役割や必要性、自衛隊との共栄共存によるまちづくりの推進など、国の動向を注視しながら、自衛隊の体制維持・強化の推進に努めてまいります。

また、本市における自衛隊の活動を応援する名寄市自衛隊後援会などについても引き続き支援してまいります。

“市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり”

健康の保持増進

次に、健康の保持増進について申し上げます。

健康づくりの推進については、本年度に実施した名寄市健康増進計画「健康なよろ 21（第2次）」の中間評価に基づき、特定健診や各種がん検診の受診率向上を図り、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、乳幼児期から高齢期まで生涯を通じた健康づくりを推進し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を努めてまいります。

平成31年度から新たに「歯科疾患検診事業」を開始し、歯周疾患などの早期発見を図るとともに、壮年期からの生活習慣病の重症化予防を含めた健康づくりの普及啓発に努めてまいります。

母子保健対策の推進については、昨年10月から開始した「産婦健康診査及び産後ケア事業」を通して、こどもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができるよう、妊娠・出産期からの切れ目ない支援体制の充実を図ってまいります。

感染症対策の推進については、感染症予防に関する正しい知識の普及啓発や予防接種の充実を図るとともに、今後予定されている風しんに対する追加的対策につきましても、国・道の動向を注視し、迅速な対応に努めてまいります。

地域医療の充実

次に、地域医療の充実について申し上げます。

病院事業については、北海道医療計画に定める地域医療構想に沿って、主に市立総合病院では救急医療及び急性期医療、名寄東病院では慢性期医療を担い、市民はもとより圏域の住民が安心して適切な医療が受けられるよう、診療体制の維持確保、経営基盤の安定に努めています。

本年10月からは、消費税対応の診療報酬改定が予定され、現段階では非常に厳しい予測となっていることから「新名寄市病院事業改革プラン」への影響が懸念されますが、評価と見直しを行いながらプラン達成に向けた対策に取り組んでまいります。

そのため市立総合病院では、DPC制度への対応強化による増収増益策とベンチマークを活用した経費節減策などに努め、名寄東病院では指定管理者との連携を強化することに努めてまいります。

今後とも、道北第3次保健医療福祉圏の地方センター病院を持つ病院事業として、求められる役割を担うために、医療スタッフの人材確保に努めるとともに、圏域内の病院や診療所と連携し、地域医療の充実を図ってまいります。

子育て支援の推進

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

子育て支援については、さらなる子育て支援の促進を図るため、第2期名寄市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたアンケート調査を本年度行いました。平成31年度には、第1期計画の検証とアンケート調査の結果を基に、地域の子育てニーズを踏まえながら第2期計画の策定に努めてまいります。

幼児教育・保育の推進については、風連幼稚園及び風連さくら保育園が新たに認定こども園風連幼稚園として4月から運営されることとなりました。また、共同保育園どろんこはうすが認可化の移行計画に基づき、4月から地域型保育給付の小規模保育事業を実施することとなりました。

待機児童解消と保育士などの確保については、「待機児童解消緊急対策事業」として「保育士等奨学金返還支援助成事業」「保育士等就職支援給付事業」「保育士等宿舎借り上げ支援補助事業」を実施し、乳幼児の幼児教育・保育の受け入れ体制の充実に努めてまいります。

ひとり親家庭の支援については、児童扶養手当の支払回数を現行の年3回から年6回の支払に見直し、ひとり親家庭の支援を充実し

てまいります。

障がい児福祉の充実については、「名寄市こども発達支援センター」において、発達の遅れや障がいのある児童とその家族が適切な支援が受けられる体制づくりを引き続き進めてまいります。

また、児童虐待などについては、子どもや家庭を総合的に支援するための体制を整え、個々のケースに応じて関係機関と連携を図りながら、迅速かつ丁寧な対応に努めてまいります。

地域福祉の推進

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

地域福祉については、第2期名寄市地域福祉計画に基づき、子ども、高齢者、障がい者など、全ての市民が安心して健やかに暮らしていくことができる「自立と共生」の地域社会づくりを進めてまいります。

高齢者施策の推進

次に、高齢者施策の推進について申し上げます。

本年度からスタートした「名寄市第7期高齢者保健医療福祉計画・

介護保険事業計画」に基づき、事業の推進を図るとともに、高齢者の方々が可能な限り、住み慣れた地域において自分らしい生活を続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け取組を進めてまいります。

「介護予防・日常生活支援総合事業」については、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者などに対する効果的かつ効率的な支援を行うため、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業の推進に努めてまいります。

認知症施策の推進については、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターの養成に向けた養成講座を引き続き実施してまいります。

また、「認知症カフェ」の定期開催や認知症の人やその家族に早期にかかわる「認知症初期集中支援チーム」による早期診断・早期対応に向けた支援の推進に努めてまいります。

喫緊の課題である介護職員の確保については、この間の施策の成果を踏まえ、慢性的な介護従事者不足を解消するために、介護職員研修受講費用の助成制度における対象研修の追加など、内容の充実を図りながら、介護職員の離職防止・定着・確保に向けた対策事業

に取り組んでまいります。

障がい者福祉の推進

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活を営むことのできる「自立と共生の地域社会づくり」を目指し、「第3次名寄市障がい者福祉計画」「第5期名寄市障がい福祉実施計画」に基づき、各種事業に取り組んでまいります。

また、障がい者の高齢化・重度化などを見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる「地域生活支援拠点」の整備に取り組んでまいります。

国民健康保険

次に、国民健康保険について申し上げます。

本年度から国民健康保険の都道府県単位化に伴い、財政運営の責任主体である北海道に納付金を納めることで、本市の医療費が交付される仕組みになりました。このことにより急激な医療費の上昇による財政不安は解消されますが、納付金の支払いは国保税が主な財

源となるため、不足する場合は基金の活用など財源確保が必要となります。

今後、加入者の高齢化や医療の高度化で一人あたりの医療費は増加することが予想されており、安定した国保事業を実施していくために、医療費の適正化と加入者の負担に配慮した適正な税率設定を検証してまいります。

“自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり”

環境との共生

次に、環境との共生について申し上げます。

複雑化・多様化する環境問題に対応するため、地球温暖化対策に対する理解に向けた取組と、電力に依存する社会構造の下でのCO₂削減への取組を実践してまいります。

霊園、墓地、火葬場などの施設については、自然環境と調和した景観に配慮しながら適切な維持管理を行っており、利用される方が快適で安らぎを感じる環境空間となるよう努めてまいります。

循環型社会の形成

次に、循環型社会の形成について申し上げます。

循環型社会の形成の実現には、市民や事業者が自らごみの発生抑制と減量や資源化を図ることが重要となります。今後におきましても、3R運動を基本とした再生資源集団回収事業、段ボールコンポストの普及、古着や廃食用油の拠点回収、使用済み小型家電回収の推進のほか、安全で適正なごみの分別排出とそれらの周知活動に取り組んでまいります。

消防

次に、消防について申し上げます。

消防行政を取り巻く環境は近年著しく変化しており、災害の規模は大規模化・多様化する傾向にあり、市民の安全安心に対するニーズもより一層高まっていることから、消防力の充実と消防組織体制のさらなる強化が求められています。

具体的には消防組織体制の充実強化として、専門化・高度化している救急・救助業務において、迅速的確な行動ができる救急・救助隊員の資質向上を図り、ドクターヘリやドクターカー、医療機関と連携した救急・救助出動体制を構築してまいります。

また、地域防災力の中核となる消防団組織の充実強化については、消防団員の入団促進を図り、災害活動に係る安全装備品の充実に努めてまいります。

消防施設及び消防装備の整備については、老朽化した消防車両の更新や消防資機材の充実など計画的に取り組んでまいります。

防火対策の推進については、一人暮らしの高齢者を含めた全世帯が住宅用火災警報器を設置し、設置後の維持管理についても広報活動を展開することで、住宅火災による死傷者を発生させないよう市民の防火意識の高揚を図ってまいります。

防災対策の充実

次に、防災対策の充実について申し上げます。

近年、各地で甚大な被害もたらしている自然災害に対する防災対策については、「減災」の考え方にに基づき、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を推進するとともに、関係機関と連携した防災活動を展開してまいります。

さらに、地域における自助及び共助力の向上を柱とした取組から、住民の防災意識の高揚を図り、自主防災組織の設立や活動支援及び

防災リーダーの育成に努めるとともに、資機材や食料などの備蓄品について、計画的な整備を進めてまいります。

また、南相馬市児童の受入事業につきましては、「復興元気事業」として「防災」と「科学」をテーマとして実施してまいります。

交通安全

次に、交通安全対策について申し上げます。

飲酒運転やひき逃げ、あおり運転など思いやりに欠けた自分勝手な運転が原因で引き起される痛ましい事故が後を絶たないことから、このような事故の根絶に向けた取組を関係団体と連携しながら実践してまいります。

また、幼児や児童、高齢者を対象とした交通安全教室の参加促進、高齢者への夜光反射材の配布など、自らが被害者とならないための意識の醸成につながるよう周知啓発活動に取り組んでまいります。

生活安全

次に、生活安全対策について申し上げます。

犯罪のない安全で安心な地域づくりを目指し、地域住民や関係機

関・団体と、犯罪防止に向け情報の共有化を図り、防犯対策や防犯意識の高揚を図ります。

また、近年増加傾向にある空き家対策については、名寄市空家等対策計画に基づき、所有者自らが適切に管理をする認識を深めていただくための啓発活動と助言を行う相談体制の整備を検討するとともに、関係部署や空家等対策協議会と協議を行いながら対応を図ってまいります。

消費生活の安定

次に、消費生活の安定について申し上げます。

一向に減少する気配が見られない「おれおれ詐欺」や「架空請求詐欺」、また最近増加している「副業紹介詐欺」や「出会い系詐欺」など多様な形で消費者をあざむく特殊詐欺は、全国で多くの被害が発生し、本市においても被害が報告されています。消費者被害を未然に防ぎ、あるいは最小限に食い止めるためにも、引き続き細やかな情報提供に努めます。また、各地域の団体やサークルなどに出前講座の開催を呼びかけ、市民への積極的な啓発活動に努めてまいります。

消費生活相談員が行う相談業務につきましては、研修会などの参加で高度な相談技術と幅広い知識を習得し、市民から寄せられる多様な相談に的確に対応してまいります。

住宅の整備

次に、住宅の整備について申し上げます。

公営住宅の整備については、「名寄市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、昨年度から着手した北斗団地 1 棟 12 戸の建替工事の完成をもって北斗団地の住棟建設が完成となります。

また、既存団地の改修として緑丘第 1 団地 4 棟 8 戸の改修工事を行うほか、風舞団地 1 棟 8 戸の実施設計業務を行い、住宅ストックの適正な維持管理と居住環境の向上を図ってまいります。

民間住宅の整備については、地震から生命と財産を守り、耐震性の向上を図っていくため民間住宅などにおける「耐震診断及び耐震改修補助事業」を引き続き実施してまいります。

都市環境の整備

次に、都市環境の整備について申し上げます。

本年度から 2 カ年かけて進めている「名寄市都市計画マスタープラン見直し及び名寄市立地適正化計画」の策定については、市民で構成される策定委員会と庁内検討委員会を設置し、これまで行ってきた都市構造の分析や市民シンポジウム、市民アンケートの結果をもとに、都市機能誘導区域や居住誘導区域の方針について議論してまいりました。引き続き、多くの市民意見を反映するとともに議論を進め、これまでの経過などについて都市計画審議会へ中間報告を行ってまいります。

次に、都市公園については「大橋公園」や「ハルニレ公園」のほか 7 公園について、公園施設長寿命化計画に基づき老朽化した遊具などの改修を行い、安全安心な遊び場や憩いの場を確保してまいります。

上水道の整備

次に、水道事業について申し上げます。

水道料金については、本年 4 月から新たな料金となります。

負担を次世代に先送りせず、持続的な事業経営を実現するため改定を行ったものであり、引き続き丁寧な市民周知を図ってまいります。

安全安心な水道水を安定供給するために、老朽管更新事業として6路線を更新するほか、給水区域内の漏水調査を継続して実施してまいります。

また、第2期拡張事業において計画している風連地区の給水統合は、この秋に名寄地区からの給水開始を目指し準備を進めてまいります。

下水道・個別排水の整備

次に、下水道・個別排水事業について申し上げます。

下水道事業については、平成32年度から地方公営企業会計へ移行するため、平成31年度はシステム整備及び移行業務を進めてまいります。

また、本年度に策定した公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の改築更新を進めてまいります。

次に、個別排水処理施設整備事業については、農村部における快適な生活環境向上のため、11基の合併浄化槽の設置工事を予定しています。

道路の整備

次に、道路の整備について申し上げます。

継続路線では、社会資本整備総合交付金を活用して北 1 丁目通をはじめ南 3 丁目通及び徳田 18 線緑丘連絡線の 3 路線の整備を行うとともに、新規路線では、豊栄西 12 条仲通と北 3 丁目通の事業着手に向け、国への予算要望に努力してまいります。

市単独費による整備については、凍上による道路の損傷や凹凸^{おうとつ}が著しく、市民から改修要望の多い西 1 条通と北西 9 条右仲通の 2 路線の改良舗装工事、また舗装路面の老朽化が進む幹線道路の 2 次改築として、風連大沼線の舗装改築工事を行い、安全で円滑な交通の確保に努めてまいります。

橋梁については、橋梁長寿命化計画に基づき、平成 27 年度から 36 年度までの 10 年間で修繕を計画している 26 橋のうち、「八千代橋^{はし}」をはじめ 4 橋の修繕工事を実施するほか、実施設計及び近接目視点検を行い、利用者の安全な利用の確保に努めてまいります。

次に、市道の除排雪について申し上げます。

本年度の降雪については、昨年より少ないものの、ほぼ平年並み

で推移しており、効果的で効率的な除排雪体制を確立してまいりました。

平成 31 年度においても、幹線道路では複数回の排雪や、積み上げ除雪を実施するとともに、交差点においてはカット排雪を実施し、交差点の見通しや、道路幅員の確保を図りながら、安心できる道路空間創出に努めてまいります。

また、排雪ダンプ助成事業や市道及び私道^{わたくしどう}除排雪助成事業の実施や町内会連携事業「レンタル&ゴー事業」の推進に努めるとともに、本年度整備した西 16 条南 9 丁目の市民雪堆積場を活用することにより、市街地での市民サービス向上を図ってまいります。

地域公共交通

次に、地域公共交通について申し上げます。

鉄道については、宗谷本線の維持・存続に向け、宗谷本線活性化推進協議会において、沿線自治体などと一体となり取り組むことを確認しています。

昨年 12 月から J R 北海道が主催する宗谷線アクションプラン策定検討会議に参画し、2 年間の線区別事業計画について、関係団体と議

論を重ねており、利用促進策など持続的な鉄道網の確立に向けて取り組んでまいります。

路線バスについては、バス事業者への運行経費補助や、デマンドバスによる郊外の交通手段確保を継続してまいります。また、現在策定作業を進めている「名寄市地域公共交通網形成計画」に基づき、名寄市地域公共交通活性化協議会の中でバス事業者などと協議をしながら、利用しやすく、効率的な地域の公共交通確保に努めてまいります。

“地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり”

農業・農村の振興

次に、農業・農村の振興について申し上げます。

地域の特色を生かした持続可能な農業と豊かで活力ある農村を目指し、「第2次名寄市農業・農村振興計画」に基づき施策を推進してまいります。

はじめに、収益性の高い農業経営の確立について申し上げます。

基盤整備では、農地の高度利用化、農産物の生産性向上を目指し、計画的に農業生産基盤の整備を実施してまいります。

国営事業では、御料ダム、風連ダム、日進頭首工及び導水幹線用水路の施設補修が引き続き平成 33 年度まで計画されています。

道営事業では、水利施設整備として、天塩川第 5 支線及び名寄幹線地区が継続され、幹線用水路の長寿命化対策が実施されます。

農地整備では、「風連東第 1 地区」「第 2 地区」「第 3 地区」「ちえぶん地区」が継続され、区画整理のほか、暗渠排水、用排水路などが整備され、引き続き、北海道と連携して取り組んでまいります。

農業振興センター事業では、ICTなどの新たな栽培技術や振興作物における新品種などの試験をはじめ、優良種苗の提供、土壌診断のほか、実証展示や巡回指導、各種講座などを通じて、農業者への情報提供や技術普及などについて積極的に取り組んでまいります。

薬用植物振興では、カノコソウの作付面積拡大を図るため、作業の負担軽減に向けた試験のほか、カンゾウなどの薬用作物の栽培試験について名寄市薬用植物研究会や薬用植物資源研究センターなどと連携し取り組んでまいります。また、本年 7 月には医薬基盤・健康・栄養研究所主催による薬用植物フォーラムの開催が決定しており、薬用植物のまちとして情報発信に努めてまいります。

畜産振興では、TPP 11 や日欧 EPA に対応すべく、国の畜産

クラスター事業などを活用し、規模拡大による効率化と収益性の向上を図るとともに、酪農家の負担軽減と飼養規模の拡大に対応するため、生産者の要望が強い「哺育・育成センター」の整備に向けて、J Aや関係機関と連携し具体的な協議を進めてまいります。

次に、多様で持続可能な農業経営の促進について申し上げます。

労働力確保対策では、市立大学生を対象とした農作業従事の本年度の検証を踏まえ、その定着と拡大に向けてJ Aと連携し取組むとともに、新たな雇用労働力の確保に向けて、一般の農業未経験者の作業従事や他業種との連携について検討してまいります。

また、地域農業への貢献や雇用確保が期待される法人化では、近年、畜産において規模拡大に併せた法人化が見られており、引き続き具体的な研修機会を設け推進してまいります。

農福連携の取組では、福祉事業者と農業者との相互理解を深められるよう関係機関・団体とのネットワークを強化し、課題の検討や生産者への情報提供に努めてまいります。

次に、農業の担い手の育成と確保について申し上げます。

新規就農では、昨年春に 11 人が就農し、地域農業を支える明るい材料となっており、引き続き早期経営安定及び後継者の経営継承に向け、J A と協調して支援を行うとともに、関係機関・団体で構成する新規就農者支援チームによる巡回指導や、集落支援員による相談・支援に取り組んでまいります。

就農希望者の確保では、地域おこし協力隊の募集をはじめ、移住施策との連携や就農へのきっかけづくりとして、農作業や農村生活を通じて本市を知っていただく農業体験実習事業も併せて周知してまいります。また、新規参入者の就農に向けては、これまでの独立・自営のほか、第三者経営継承や法人への就業など、多様な選択が可能となるよう、地域実態を把握し条件整備に取り組んでまいります。

農村女性の活躍では、個別経営はもとより地域農業への一層の参画や、独自の活動を助長するため、引き続き研修会への参加やグループ活動活性化の取組に支援を行ってまいります。

次に、人と自然にやさしい農業の推進について申し上げます。

安全・安心な農畜産物の生産では、化学肥料の削減など環境保全に効果の高い農業の推進や、生産工程管理制度、いわゆる^{ギャップ}G A P に

対する理解の促進に向けて、研修会などを開催してまいります。

有害鳥獣対策では、名寄市有害鳥獣農業被害防止対策協議会を中心として、エゾシカ対策は引き続き捕獲実施時期を早め被害防止に取り組むとともに、アライグマ対策については、昨年度から防除員の拡大と地域での組織化を重点に進め成果も現れていることから、これらの取組をさらに推進し、地域一体となった捕獲体制の構築、強化に努めてまいります。

ヒグマ対策については、関係機関・団体と連携のもと、市民への注意喚起はもとより、生態や対応策に関する情報提供に努めるとともに、電気柵の設置など人里にヒグマを寄せ付けない方策の普及啓発や巡回パトロールの実施など、予防と安全対策を強化してまいります。

次に、豊かさと活力ある農村の構築について申し上げます。

食育推進では、第3次名寄市食育推進計画を基本に、食と生産現場とのつながりを身近に感じられる恵まれた環境を活かし、取組を進めてまいります。また、地産地消やブランド化の推進については、もち大使やもち米サポーター、あるいは新たなロゴの活用などを通

じて「日本一のもち米ごめのまち」として、市内外へ広く情報発信を行ってまいります。

農村環境の保全では、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金などを活用しながら、農地及び農業施設の保全はもとより、景観や防災など多面的な機能の発揮に向けて、地域の主体的な取組に支援を継続してまいります。

なお、中山間地域等直接支払交付金は、第4期対策の最終年度を迎えることから、次期対策に向けて対応してまいります。

森林保全と林業の振興

次に、森林保全と林業の振興について申し上げます。

林業・林産業については、依然厳しい市場状況にあるものの、森林については、地球温暖化の抑制など多面的機能を有する貴重な財産として、健全な育成が必要となっています。

市有林については、森林経営計画に基づき、国の補助事業を活用し、計画的な間伐などを進めるとともに、伐採適齢期を迎えた森林が増えていることから、皆伐及び再造林の面積を増加し、自然環境と市有財産の保全に努めてまいります。

民有林については、良好な森林育成の推進に向けて、名寄市森林整備計画の基本方針に基づき、関係機関・団体と連携のもと森林経営計画を推進するとともに、低コスト化森林施業に向け、国や道の助成制度の活用に加え、市も除間伐^{じょかんぼつ}や造林に対する支援を行ってまいります。

また、平成 32 年 4 月、旭川市に開校予定の（仮称）北海道立林業大学校については、名称が「北海道立北の森づくり専門学院」と決定しましたが、「北海道立林業大学校上川地域開校支援協議会」とともに、開校に向け、本市としても引き続き役割を果たしてまいります。

次に、森林環境譲与税について申し上げます。

森林環境税が、平成 36 年の課税に先立ち、本年度から森林環境譲与税として市町村への交付が予定されており、関係法令成立後に示されるガイドラインに基づき、基金積み立ても含めて、活用策を検討してまいります。

商工業の振興

次に、商工業の振興について申し上げます。

本市の商工業の振興を図るため、名寄市中小企業振興条例に基づき、市の制度融資などの活用促進や中小企業の経営基盤強化の取組への支援など、中小企業者の主体的な取組を基調に、その社会的役割を踏まえて、地域経済を牽引する事業者への支援を継続してまいります。また、昨年成立した「生産性向上特別措置法」に基づき、中小企業における先端設備などの導入を促進してまいります。

引き続き、中小企業振興審議会及び商工団体、さらには「産官金連携なよろ経済サポートネットワーク」と連携しながら、時代の変遷を的確に捉え中小企業者のニーズに沿った施策を推進するとともに、様々な商工振興施策についても支援してまいります。

平成 28 年 10 月から本年度まで 3 カ年の事業として実施している「名寄市住宅改修等推進事業」については、市民の住宅改修ニーズに応える制度として好評を得るとともに、市内建設関連業者からも高い評価をいただいていることから、現行制度の対象経費及び補助額といった基本部分は継承した上で、移住・定住や空き家の有効活用を促進するなどの要素を加え、新たな住宅改修の事業を切れ目なく開始するため、平成 31 年度予算案を計上しています。

駅前交流プラザ「よろーな」については、平成 27 年度から N P O 法人なよろ観光まちづくり協会が指定管理者となり、施設の賑わい創出を含む施設管理業務を行っており、本市のコミュニティ醸成の場として、市民に定着してきているところです。

併せて、商店街においても、中心市街地の賑わい創出に向けて駅前交流プラザ「よろーな」の取組事業と連携したイベントを行うなど、主体的な取組も見られており、今後とも、このような取組を積極的に支援していくとともに、商工団体、観光協会及び各商店街振興組合などと連携し、賑わい創出施策を推進してまいります。

雇用の安定

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワークなよろ管内の雇用情勢について、昨年 12 月の状況は、月間有効求人倍率が 1.41 倍で、前年同月比では 0.09 ポイント上回り、36 カ月連続で前年同月を上回っており、引き続き高い水準を維持しています。

職業別では、特に建築・土木・測量技術者、建設・土木作業員などで人材不足の状態が続いており、建設関係団体からは地域建設産

業への影響を懸念する声も上がっていることから、これまで以上に建設関係団体や商工団体、教育機関と連携を図り、中小企業振興条例に基づく支援制度の周知と、業界の担い手育成の支援を推進してまいります。

管内新規高等学校卒業予定者の就職内定状況については、卒業予定者 581 人のうち就職希望者は、昨年 12 月で 158 人と前年同月比 1.3 パーセントの増加、就職内定者数は 146 人で前年同月比 7.4 パーセントの増加となり、就職内定率は 92.4 パーセントとなっています。

大学・高校などの卒業生の就職支援については、職業体験や企業説明会などを関係団体、事業所、学校関係者などと連携し実施するとともに、事業所に対する求人要請、求人開拓などを引き続き実施するほか、市立大学を中心にハローワークなよろとも連携するなど、新規学卒者の地元定着につながるような施策を推進してまいります。

国においては、昨年 6 月、「働き方改革関連法（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律）」が成立し、平成 31 年度から順次施行されることから、労働条件の改善に向け、関係機関と連携して、法の趣旨の周知などに努めてまいります。

また、昨年の臨時国会において「改正入管難民法（出入国管理及

び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律)」が成立し、本年 4 月から外国人労働者受け入れ拡大のための施策が実施されることから国の施策を注視しながら、商工団体などと連携し、市内事業者の考え方やニーズに沿った取組を検討してまいります。

観光の振興

次に、観光の振興について申し上げます。

平成 28 年度に戦略事業の見直しを行った名寄市観光振興計画については、毎年度、市民検討委員会において進捗状況の評価をいただきながら、市民の満足度向上、広域観光の推進、インバウンド受入体制の整備などに取り組み、さらなる観光振興に向け事業を実施してまいります。

スキー場及び温泉・宿泊施設をはじめとする観光関連施設については、計画的な補修や整備を行うなど、多くの皆様に快適にご利用いただけるよう受入環境の充実を図ってまいります。特に、研修施設いわゆる温泉・宿泊施設については、本年度取りまとめる基本設計に基づき、平成 31 年度に実施設計を行い、市民ニーズを踏まえ満足度向上を図るとともに、冬季スポーツ拠点化プロジェクトの趣旨

も踏まえながら、改修を進めてまいります。

“生きる力と豊かな文化を育むまちづくり”

幼児教育の充実

次に、幼児教育の充実について申し上げます。

幼児教育については、平成 29 年 4 月から幼児教育を実施している全ての市内施設が「子ども・子育て支援法」に基づく新制度へ移行し、施設型給付費による運営が実施されています。また、国において本年 10 月から幼児教育の無償化を実施することとなり、幼児教育の支援を充実させるとともに、保護者が安心して預けることのできる環境や、園児を安定して受け入れることのできる体制づくりを支援してまいります。

大学教育の充実

次に、名寄市立大学について申し上げます。

平成 28 年度に保健福祉学部再編により開設した社会保育学科が平成 31 年度に完成年度を迎え、これにより 800 人近い学生が本市で生活することになります。この間、学生数増などに対応するため、図

書館や新棟 5 号館の建設、学生会館の改修など大型の施設整備を実施するとともに、専門性と社会性を兼ね備えた保育や幼児教育のリーダーを養成するべく教育研究を実践してまいりました。

年度末には社会保育学科の第 1 期生が卒業しますが、今後も保育職をはじめ、保健・医療・福祉・教育など様々な分野における優秀なケアの専門職を養成し、地域社会に貢献する人材を輩出してまいります。

次に、市立大学生を対象とした奨学金制度の創設について申し上げます。

本市では、市内企業や市民の皆様からのご寄付及びふるさと納税などを原資に、市立大学生を対象とした独自の奨学金制度を創設し、平成 31 年度から実施いたします。この制度は低所得者対策などを目的とし、一定の所得水準と前年度の成績により 2 年次以降各学年各学科 1 人を選考する給付型奨学金、大規模災害などにより修学困難となった学生を支援する災害等一時給付奨学金、加えて国際交流等奨学金、地元就業奨学金となっています。

今後も制度を実施していく中で、学生にとってより良い制度にな

るようさらに検討してまいります。

生涯スポーツの振興

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

スポーツ合宿の推進では、スポーツコミッション（仮称）を設立し、さらなるスポーツ合宿の誘致を進め、交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図ってまいります。

また、冬季スポーツ拠点化事業においては、本市の地域資源である“雪や寒さ”といった自然環境、スポーツ施設や人材などを生かしながら、「青少年の育成」「市民の健康増進・いきがづくり・地域福祉の醸成」「地域経済の活性化」「広域連携」の4つの事業を柱として、スポーツによる地域振興を図ってまいります。

以上、市政執行に対する私の所信と基本的な考え方を申し上げます。

市議会議員の皆様、並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。平成31年度の市政執行方針といたします。